

第 13 回教育委員会会議

令和 5 年 8 月 29 日
午後 3 時 30 分
教育センター講義室

案 件

報告第28号

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する
第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について

「児童がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会 令和3年大阪市教委第1970号に関する部会」の報告書について

令和5年7月25日

【事案の概要等】

○本件児童の保護者からの申出内容（概要）

令和元年12月以降、小学校5年生の児童（以下「本件児童」）が、いじめを受けた旨、令和3年2月19日、本件児童の保護者から下記申出がなされた。

- ① 令和元年12月、本件児童の父親が外国籍であり、外見が他の児童とは異なることや、日本語の細かいニュアンスが理解できないことがあることなどから、周囲の児童から「〇〇（国名）に帰れ。」などと言われた。
- ② 令和2年11月20日、関係児童Aから「耳悪いんちゃう。耳鼻科行った方がいいんちゃう。」「きしよい。」などと言われた。そのことを関係児童Bに相談した際、「生きるより死んだ方がマシ。」と言うと、「じゃあ死んできたら。」と言われた。

また、その際、保護者から、本件学校の指導や対応についても、下記申出がなされた。

- ・令和2年7月、本件児童が骨折している他の児童に対して「僕も（骨折の痛みを）味わってみたい。」と発言したことに対し、担任教諭が本件児童に日本語の細かいニュアンスを理解できないことがあることを認識しないまま厳しい指導を行った。
- ・令和2年12月、本件児童がいじめの内容を含む卒業文集の下書きを提出したところ、担任教諭から大きく×印を記載して書き直すように指導された。
- ・また、上記②の案件について関係児童Bとの認識に大きな齟齬が生じていたため、令和2年12月25日、学校において現場検証を行うので来て欲しいと言われて出向いた際、関係児童Bの保護者からつるし上げを受けるような二次被害に遭った。

- ・令和3年1月、席替えの際に関係児童Bの近く（2つ前）にされるなどの対応を受けた。

以上のような状況から、「重大事態」として、令和3年3月11日、市長への報告を行った。

○保護者の要望内容

- ① 事実関係の調査
- ② 学校及び教育委員会の対応の検証および分析
- ③ これらに基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討

○経過

- ・令和3年8月31日、第1回部会の開催（部会による調査審議10回）
- ・令和5年7月25日、調査報告書手交

【報告書の概要】

○重大事態該当性に関する判断

- ・ 本件児童は、5年生から6年生に向け、クラスの児童らから、人間関係の中で悪態をつかれたりすることのほか、外国にルーツを有していることに関する差別的な発言を継続的に受けていた可能性が高いと認められ、いじめに該当するものとする。
しかしながら、本件児童の欠席日数あるいは期間及びその後の状況などからして、不登校重大事態に該当するとまでは認定できない。
- ・ 令和2年11月20日、本件児童が「耳鼻科に行ったら？」「きしょいわ一。」等との発言を受けたことは、法の定義上、いじめに該当する。
しかしながら、当該出来事により、本件児童の生命身体等に重大な被害が生じたとは認められず、欠席との因果関係を肯定することもできないため、いじめの重大事態に該当するとはいえない。
- ・ その他の事象については、本件調査において、具体的な内容を特定するには至らなかった。

○学校の対応に関する問題点

◇ 副校長の保護者に対する説明に誤りがあること

- ・令和2年12月3日の電話における説明で、「いじめ対策委員会で毎月周知をしている」旨回答しているが、同年11月30日にいじめ対策委員会で取り上げたことが初めてであり、令和元年度はいじめ対策委員会が開催されておらず、事実と反する。
- ・令和2年12月21日の電話における説明で、「いじめ対策委員会としては3か月報告がない場合は一旦閉じる」旨回答しているが、いじめが解消されているかどうか確認しないままに、極めて不適切な説明と言わざるを得ない。
- ・令和3年2月15日のメールにおいて、「いじめ対策委員会において昨年度も今年度も資料を作成していない」旨説明しているが、昨年度は開催されておらず、説明が不適切である。

◇ 安易に当事者同士での「話し合い」の場を設定したこと

- ・令和2年12月15日に、本件児童、保護者、関係児童B、その保護者、副校長及び学年主任で話し合いの場が設けられたが、解決の方向性について何らビジョンを有しておらず、事態を大きく悪化させることとなった。

◇ 6年担任の指導に不適切な点があること

- ・6年担任が本件児童の卒業文集の下書き原稿に大きく「×」をして返却したことは、指導方法それ自体として不適切である。

◇ 場当たりの対応に終始したこと

- ・本件学校の保護者に対する対応は、総じて場当たりの、その場しのぎと言わざるを得ない。

◇ 組織的な対応ができていなかったこと

- ・いじめ対策委員会が6年生の時の11月まで開催されておらず、組織としての対応は全くできていなかった。
- ・基本的に担任教諭任せであり、上手くいかなくなると、副校長任せの状況となり、組織としてのバックアップができていなかった。

○再発防止に向けた提言

- ① いじめへの対応の在り方を再度確認、徹底すること
→ルールに沿った対応を行うこと。
→いじめの問題に対応する上での基本的な姿勢について理解を深める事。
- ② 児童生徒理解の必要性を理解すること
→児童生徒理解の重要性
組織的に児童生徒理解が行われず、方針決定が行われたこと
保護者の訴えと児童本人の訴えを混同していること
- ③ 専門機関を活用すること

○提言を受けた対応

- ・ 提言の内容については既に実施しており、引き続き取り組みを着実に進めていく。
- ・ 本件調査報告書の内容については、全市小学校・中学校の校長に周知し、「大阪市いじめ対策基本方針」の徹底及び下記の3点について、引き続き研修等を通じて再度注意喚起を促すとともに、教育委員会事務局担当指導主事等についても、適切な指導助言のあり方について点検し、問題点を共有して対策を講じるなど再発防止に努めていく。
 - ① 外国につながる児童生徒の状況等に対する理解を深めるため、子どもたち一人ひとりの人権を大切にする教育を推進し、多文化共生教育を進めること。
 - ② 安易に被害児童生徒と加害児童生徒などを直接対面させて事実確認をさせることや、本人の要望によることなく「謝罪」や「仲直り」させることのないよう、その意思を尊重して対応を進めること。
 - ③ いじめの問題については、校長のマネジメントのもと組織的に対応すること。

調査報告書

令和5年7月25日

児童等がその生命等に著しく重大な被害を
受けた事案に関する第三者委員会
令和3年大市教委第1970号に関する部会

目 次

	(頁)
第1 当部会について	4
第2 本件事案の概要	4
第3 詳細調査開始に至るまでの経緯	5
1 初動調査及び詳細調査の位置づけ	5
2 初動調査の概要と結果	5
3 詳細調査の開始	6
第4 詳細調査の概要	7
第5 いじめの定義	7
第6 事実関係に関する当部会の判断	8
1 本件児童が5年生の時までの出来事	8
2 本件児童が6年生1学期の時の出来事	11
3 本件児童が6年生2学期の時の出来事	12
4 本件児童が6年生3学期の時の出来事	22
第7 いじめの有無及び重大事態該当性に関する判断	28
1 「外国人」等の発言	28
2 令和2年11月20日の出来事	29
3 その他の事象について	29
4 まとめ	29
第8 学校の対応に関する問題点	30
1 副校長の保護者に対する説明に誤りがあること	30
2 安易に当事者同士での「話し合い」の場を設定したこと	31

3	6年担任の指導に不適切な点があること	3 2
4	場当たりの対応に終始したこと	3 3
5	組織的な対応ができていなかったこと	3 4
6	まとめ	3 4
第9	再発防止に向けた提言	3 5
1	はじめに	3 5
2	提言その1：いじめへの対応のあり方を再度確認、徹底すること	3 6
	(1) ルールに則った対応を行うこと	3 6
	(2) いじめの問題に対応する上での基本的な姿勢について理解を深めること	3 7
	(3) まとめ	4 0
3	提言その2：児童生徒理解の必要性を理解すること	4 1
	(1) 児童生徒理解の重要性	4 1
	(2) 組織的に児童生徒理解が行われず、方針決定が行われたこと	4 1
	(3) 保護者の訴えと児童本人の訴えを混同していること	4 2
	(4) まとめ	4 3
4	提言その3：専門機関を活用すること	4 3
	(1) はじめに	4 3
	(2) 専門機関の活用がなされていないこと	4 4
	(3) 専門機関の活用が望まれたこと	4 4
	(4) まとめ	4 5
第10	おわりに	4 5
付録	当部会開催日及び審議内容	4 6

第1 当部会について

- 1 大阪市・児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会（以下「当委員会」という。）は、大阪市・執行機関の附属機関に関する条例に基づき、常設の機関として設置された、市長及び教育委員会に属する附属機関であり、児童、生徒又は幼児がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項の調査審議並びに市長及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務（他の所管に属するものを除く。）を所掌している。
- 2 当委員会令和3年大市教委第1970号に関する部会（以下「当部会」という。）は、令和3年8月25日付にて教育委員会から当委員会に諮問された事案（以下「本件事案」という。）の調査審議を行うために同日付にて当委員会委員長により設置された部会であり、本報告書の作成主体である。

第2 本件事案の概要

- 1 本報告書は、大阪市立小学校（以下「本件学校」という。）に在籍していた児童（以下「本件児童」という。）に対するいじめの疑いを対象とする。
- 2 初動調査の開始にあたり学校関係者等から提供を受けた資料によると、本件児童の母親（以下「保護者」という。）からの本件学校及び教育委員会に対する申出内容の概要は、以下のとおりである。
 - (1) 本件児童の父親は外国籍であるところ、本件児童は、外見が他の児童とは異なることや、日本語の細かいニュアンスが理解できないことがあることなどから、周囲の児童から「〇〇（国名）に帰れ。」などと言われるなどのいじめがあった。
 - (2) 本件児童は、令和2年11月20日、関係児童Aから「耳悪いんちゃう。耳鼻科行ったほうがいいんちゃう。」「きしょい。」などと言われた。さらに、本件児童がそのことを関係児童Bに相談し、「生きるより死んだ方がマシ。」と言うと、「じゃあ死んできたら。」と言われた。
- 3 また、保護者からは、本件学校の指導や、一連のいじめ行為に対する対応について、以下のような申出がなされている。
 - (1) 令和2年7月、本件児童が骨折している他の児童に対して「僕も（骨折の痛みを）味わってみたい。」と発言したことに対し、担任教諭は、本件児童が日本語の細かいニュアンスを理解できないことがあることを認識しない

まま、本件児童に対して厳しい指導を行った。

- (2) 担任教諭は、本件児童がいじめの内容を含む卒業文集の下書きを提出したところ、令和2年12月、下書きに大きく×印を記載して書き直すように指導した。
- (3) 上記2(2)記載の出来事に関しては、関係児童Bとの間で事実関係に関する認識に大きな齟齬が生じていたところ、令和2年12月25日、保護者と本件児童が本件学校から現場検証を行うので来て欲しいと言われて出向いた際、関係児童Bの保護者からつるし上げを受けるような二次被害に遭った。
- (4) 本件学校は、本件児童が生活しやすいように本件児童のようなバックグラウンドを持つ人たちとの場を提供すると言っていたが、未だにそのような対応はなされていないし、席替えの際に関係児童Bの近くの席にされるなどの対応をされた。

第3 詳細調査開始に至るまでの経緯

1 初動調査及び詳細調査の位置づけ

大阪市いじめ対策基本方針（令和3年4月改正）においては、いじめによる重大事態への対処として、校長から重大事態の報告があった場合、又は児童生徒や保護者から重大事態である旨の申立てがあった場合、明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合を除き、当委員会による初動調査を実施するものとしている。

また、初動調査の調査結果に基づき、被害児童生徒及びその保護者に詳細調査の実施如何についての意向を確認し、希望する場合は、著しく合理性を欠く場合を除き、詳細調査を実施するものとしている。

2 初動調査の概要と結果

- (1) 本件事案においては、令和3年3月9日に校長から教育委員会に対して重大事態の発生報告があり、同月11日付にて教育委員会から市長に対して報告がなされている。

そして、同年4月6日に行われた当委員会において、本件事案に関する報告がなされ、同月9日に初動調査を実施する旨が決定された。

- (2) 初動調査においては、①事務局を通じて本件学校及び保護者から提出された資料を検討した上で、②令和3年4月26日、保護者に対するヒアリン

グ調査を実施し、③同年5月6日及び同月11日、本件学校関係者（本件当時の校長、6年生の時の担任教諭、5年生の時の担任教諭かつ6年生の時の学年主任）に対するヒアリング調査を実施し、同月20日付にて初動調査報告書を提出した。

- (3) 初動調査の結果、本件事案については、保護者の主張内容が著しく合理性を欠くということはなく、むしろいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の定義する「いじめ」に該当する事実がある可能性が高く、かつ、生命身体等重大事態あるいは不登校重大事態に該当する可能性が十分にあり、詳細な事実関係や背景事情、欠席といじめ行為等の因果関係や一連のいじめ行為が本件児童の心身に与えた影響について、詳細調査を実施して検討する必要があるとの担当委員らの見解が示された。

また、担当委員らからは、本件学校の対応にも問題点が見受けられるように思われるので、これらの点についてさらに調査検討を進め、問題点を分析するとともに、再発防止につなげるためにも、詳細調査を実施することが必要であるとの見解が示された。

- (4) 令和3年5月26日、初動調査の結果を保護者に報告し、詳細調査の実施についての意向を確認したところ、保護者は、詳細調査を希望する旨を回答した。

3 詳細調査の開始

上記第1、2記載のとおり、令和3年8月25日付にて、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則6条1項に基づき、当委員会委員長により当部会が設置された。なお、委員の構成は以下のとおりである。

氏名	現職	備考
安藤 麻紀	臨床心理士・公認心理師	部会長代理
皆藤 希	弁護士	専門委員
笹倉 千佳弘	滋賀短期大学教授	
野澤 健	弁護士	部会長
柳本 千恵	弁護士	

本件事案に関する、教育委員会から当委員会に対する諮問事項は、以下のとおりである。

- ①調査事案にかかる事実関係の調査

- ②学校及び教育委員会の対応の検証及び分析
- ③これらに基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討

第4 詳細調査の概要

詳細調査においては、①保護者及び本件学校等から追加提出された資料を検討するとともに、②令和3年10月22日、保護者に対するヒアリング調査を再度実施した上で、③同年11月1日、本件学校関係者（4年生の時の担任教諭、本件当時の副校長及び教頭）に対するヒアリング調査を実施し、④令和4年3月28日、教育委員会の本件当時の担当指導主事に対するヒアリング調査を実施した。そして、⑤同年7月10日、本件児童に対するヒアリング調査を実施した。

各部会開催日ごとの審議内容については、末尾記載のとおりである。

第5 いじめの定義

- 1 「いじめ」の定義については、当部会においては、法の定義に従い、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」として、検討を行った。

上記定義については、様々な議論がなされているところではあるが、当部会において本件事案又は本件事案と同種の事態の発生の防止のために何が必要か、本件学校の対応の問題点の有無を検討するに当たっては、法の定義に従って「いじめ」の有無を検討した上で、本件学校としてどのように対応する必要があったのかを検討すれば足り、上記定義の妥当性についてまで検討を行う必要はないものと考えた。

なお、法におけるいじめの定義は広範であり、民事あるいは刑事上違法とは評価されない行為も広く含まれることになる。したがって、いじめ行為の有無と当該行為を行った児童等の不法行為責任（損害賠償責任）を含む責任の有無とは全く別問題であることを念のため付言しておきたい。

- 2 重大事態の定義については、法28条1項各号及び大阪市いじめ対策基本方針を踏まえ、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事態（生命身体等重大事態）、②いじめにより当

該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた事態（不登校重大事態）とする。

第6 事実関係に関する当部会の判断

当部会による調査の結果によれば、本件事案に関する事実経過は以下のとおりであると認められる。

1 本件児童が5年生の時までの出来事

(1) 本件児童は、1年生の時から本件学校に在籍していたが、1年生から3年生の間は外国と日本を行き来する生活をしており、本件学校に通学していない時期があった。4年生からは年間を通して本件学校に通学している。

(2) 4年生から5年生への進級にあたり、4年生の時の担任教諭（以下「4年担任」という。）は、本件児童について特に引き継ぐべき事項があるという認識を持っていなかった。そのため、5年生の時の担任教諭（以下「5年担任」といい、6年生の時の学年主任となって以降は「学年主任」という。）に対しては、本件児童が長く外国に住んでいたという話はされたが、そのほかに特段の引き継ぎはされなかった。

(3) 本件児童が5年生の間に、①本件児童がトイレに行こうとした際、ある児童がわざと当たってきた、本件児童がその児童の肩を叩いて逃げた、ということ巡ってトラブルが生じたり、②本件児童のバスケットボールのスローインの方法を巡ってトラブルが生じたり、③本件児童が担当していた係活動（英語係）が面白くないとある児童が発言したり、④図書室で、ある児童と、しゃべった、しゃべっていないということ巡ってトラブルになる、といった出来事があり、5年担任がその都度指導をしていた。

(4) 令和元年（平成31年）12月の出来事

ア 同月、本件児童が隣の席の関係児童Cから「〇〇（国名）に帰れ。」と言われたという出来事を知った5年担任が、本件児童と関係児童Cに聴き取りを行った上で関係児童Cを指導し、関係児童Cは本件児童に謝罪した。

本件児童は、この出来事後、同月23日～25日及び冬季休業をはさんだ翌月7日、8日の計5日、学校を欠席している。

イ 上記出来事のほかに、時期等詳細な事実関係を確定することはできないが、本件児童がクラスの児童や同じサッカークラブの児童から「外国人」等の言葉を用いて、本件児童を侮蔑するような発言を受けることがあった。

本件児童は、このような発言を受けて、嫌な気持ちになったり、疎外感を感じさせられたりして、傷つくことがあった。

ウ 上記ア記載の出来事の後、保護者から校長に対して当該出来事について訴えがあり、保護者と校長が面談を行った。

校長は、この面談の際に初めて、本件児童に関するトラブルを把握し、保護者に対し、当該発言は人権侵害に当たる可能性があるため、本件児童から聴き取りを行いたい旨申し出た。これに対し、保護者は、聴き取りは自分が行うのでしばらく待ってほしいと答えた。一方、保護者からは、日本語教室のある西九条小学校に転校したいとの申出がなされた。

また、校長は、保護者に対し、対応を担任教諭に指示するとも説明した。このとき、保護者からは、本件児童が5年担任に話を持って行くとややこしくなると言っているなどと、5年担任に対して不信感を抱いている旨が伝えられた。

エ 校長は、後日、教育委員会事務局指導部教育活動支援担当人権・国際理解教育グループ（以下「人権・国際理解教育グループ」という。）及び本件学校を管轄する同担当（当時）の第1教育ブロックグループ（以下「第1教育ブロックグループ」という。）に連絡を入れたところ、人権・国際理解教育グループからは、聴き取りを行って報告書を提出するように指示を受けた。

オ 他方、校長から報告を受けた5年担任は、保護者に架電し、転校ではなくもう少しクラスで様子を見てほしい旨伝えるとともに、本件児童宅を数回家庭訪問し、本件児童のクラスでの様子等を保護者に話すなどした。そのほか、多文化共生プログラムの授業を行ったり、クラス児童と交換日記を行ってクラス内の状況把握に努めようとしたりした。もっとも、交換日記については、本件児童はほとんど記載をしてこなかったが、5年担任としては、これらの指導が少しずつ児童らの意識に変化をもたらしていると感じていた。

また、5年担任は、この出来事以降、保護者に対しても定期的に電話連絡を行い、学校での本件児童の様子を伝えたり、相談に乗るなどした。

カ その後、聴き取りや転校の件について、保護者から本件学校に対する連絡はなかった。人権・国際理解教育グループは本件学校に経過の問い合わせを行ったが、校長は、保護者からは特に連絡がなかったことから、保護者に対して問い合わせをすることはなかった。そして、翌年2月に入り新型コロ

ナウイルス感染症による臨時休業の対応に追われるなどする中で、これらの話は立ち消えになった。

(5) サッカークラブでの出来事

保護者から本件学校に対しては、本件児童が所属していたサッカークラブで、「黙れ外国人。」「〇〇（国名）帰れ。」「ウザイ。」などと言われるいじめに遭っているとの訴えがあった。しかしながら、本件学校としては、サッカークラブは学校外での活動であるため、学校内で様子を見守ったり、5年担任が関係者から相談を聞いて助言したりする以外、積極的な関与は行わなかった。

結局、本件児童は、5年生終了時にサッカークラブを辞めている。

(6) 令和2年3月27日の出来事

ア 同日、本件児童と保護者は、サッカークラブでのトラブルや次年度のクラスについて相談するために、校長と再度面談した。

イ 校長は、本件児童がクラスの児童から「死ね」「ボケ」「カス」などと言われているとの訴えに対し、本年度の担任教諭（5年担任）に伝える旨答えるとともに、保護者にも同教諭に話をするよう促した。

ウ 保護者からは、特定の複数の児童と次年度のクラスを別にしてほしいとの申出があった。

エ 校長は、本件児童に対し、「嫌なことを言われたときに『そんなこと言わんといて。』と返せないか。」「自分だったら『なんでそんなことをするの。』と理由を訊く。」「本件児童自身がいじめをどう避けるかを考えることも必要。」などと話をした。そして、「いつ何が起きたのか、時間が過ぎてしまってから言われると認識のズレが出るので、何か言われたらすぐに担任に言うように。」と伝えた。これに関し、本件児童は、「話さないのは、何回も嫌なことがあって、あったことを全部、何回も話すとしつこいと思うから。」などと述べている。また、校長は、「自分はケンカに負けたことがない、ケンカしたことが無いから、ケンカになる前に逃げる。」と笑い話として話し、「正しいことであっても言ってケンカになるなら避ける。」「言わないも生き方のひとつ。」などと繰り返し述べた。

(7) 5年生の各学期に実施された「いじめについてのアンケート（以下「いじめアンケート」という。）」において、本件児童は、各回すべてに「いじめられたことがある」旨回答した。これを受けた5年担任は、聴き取りをする

などその都度対応を行っていた。

なお、4年生の2学期に実施されたいじめアンケートについても、本件児童は同じクラスの友だちからいじめられた旨の回答に丸を付しているが、その具体的な内容を確認することはできない。他の児童らの回答には本件児童に関する記載は確認できず、3学期については各学級ともアンケートが実施されなかった可能性が高い。

(8) 平成30年度及び平成31年度(本件児童が4年生及び5年生の時)には、校内のいじめ対策委員会は開催されていない。

2 本件児童が6年生1学期の時の出来事

(1) 本件児童が5年生から6年生に進級するにあたっては、本件児童とトラブルのあった児童とは別のクラスにする配慮が行われた。また、担任教諭についても、5年担任から本件児童が好意的な印象を抱いていると思われた別の教諭に変更されたが、校長や5年担任から保護者に対しての連絡はされなかった。

(2) 5年担任から6年生の時の担任教諭(以下「6年担任」という。)に対しては、本件児童に関し、上記1(3)①、②の出来事や、本件児童が他の児童から悪口を言われているなどの引き継ぎがされた。

(3) 令和2年7月、8月の出来事

ア 同年7月16日、本件児童が骨折した関係児童Dに対し、「(自分も)味わってみたい。」と発言し、関係児童Dが泣き出すという出来事があった(以下この発言を「7月の発言」ということがある。)

イ 6年担任は、本件児童の上記発言を聞いて、他の児童らの前で本件児童に対して厳しく指導をした。その中で、「最低な人間。」「(本件児童がお笑い芸人になるのが夢だと言っていたことを引いて)人を傷つけて笑いをとる人は絶対成功しない。」「階段から落ちて骨を折ったら骨折の痛みを味わえる。」旨発言した。

ウ この出来事後、本件児童から距離を置こうとする児童ができた。

エ 保護者は、1学期の終わりに本件学校が実施した「体罰・暴力行為等の根絶に向けたアンケート(以下「体罰等アンケート」という。)」に、この出来事を記載し、本件児童から聴き取った内容として、「階段で落ちて骨折してみようかとおもったが家族が困るからしなかった。」「自分の夢(将来の)に対して批判され、つらかった。」などと記載した。これを受けて、副校長

が保護者に対して事情の確認を行ったが、6年担任への事実確認は、保護者が躊躇したため行わなかった。

オ 同年8月4日、5日、保護者は、関係児童Bの保護者にLINEで連絡し、上記出来事について相談している。

3 本件児童が6年生2学期の時の出来事

(1) 令和2年11月10日ころ、保護者は6年担任に連絡し、本件児童にチックの症状が出ているので学校での様子を確認してほしい、どこに相談したらよいか教えてほしいとの要望をした。

(2) 令和2年11月20日

ア 本件児童は、同日、算数の授業の際、物差しを使わずに授業を受けていた。本件児童によれば「何もかも嫌になっていた。」とのことである。本件児童のその様子を見た隣の席の関係児童Aは、本件児童に対して物差しを使うように促したが、本件児童はこれを無視していた。本件児童によれば、本件児童は関係児童Aに今まで嫌なことを言われたことが数多くあったため、無視をしたとのことである。すると、その後関係児童Aや他の児童が、本件児童に対し、「耳鼻科に行ったら?」「きしよいわー。」などと言い、それを聞いた本件児童は嫌な気持ちになった。

イ 本件児童は、その後の休憩時間に、英語の授業のために移動する際、上記アの出来事について他の児童に話を聞いてほしいと思い、関係児童Bに「死んだほうがマシかな。」と相談したところ、関係児童Bから「じゃあ死んできたら。」と返答されたと主張している。

ウ 後日、6年担任は、関係児童Bに対し、上記イの出来事について聴き取りを行ったが、関係児童Bは、そのような発言をしたことはないと回答した。

エ 関係児童Bは、その後も一貫してそのような発言はしていないと主張し、そもそも移動中に本件児童と話をした事実自体がないと主張している。

この出来事については、他に上記発言を聞いた児童や、関係児童Bと一緒に移動していた、つまり関係児童Bがそのような発言をしていないことを明確に記憶している児童が確認できず、当該事実の有無を判断することは不可能であると判断せざるを得ない。

(3) 令和2年11月24日

ア 同日、保護者と6年担任は電話で話をし、その際保護者は、本件児童はずっと心臓の痛みを取る痛み止めの薬を飲んでいる、そこまで苦しんでいる

のに6年担任の対応が遅い、本件児童の気持ちを汲み取れていない旨を述べた。

イ また、その際保護者は、本件児童に日記を書いてもらったところ、「〇〇君が死ねば、と言った。」「〇〇さんが耳悪いんちゃうか、耳鼻科行ったほうがいいんちゃうかと言った。」という記載をした、これは集団いじめであると述べた。保護者は、本件児童は休み時間も遊んでくれる子がいないとも述べた。

ウ 6年担任は、この電話の際、先週ころにクラスの児童から本件児童がぶつぶつ何か言っていて気になる、との訴えがあったと説明している。また、6年担任は、本件児童が目を閉じたり、目玉をグルグルさせたりしている様子も確認していると述べた。

保護者は、8月からチックの症状が出ている、チックの件について6年担任に伝えていたにもかかわらず、他の児童からそのような訴えが出ていることについて6年担任からの報告がなかった、6年担任からの連絡を待っていてまだ病院に行けていない、などと苦言を述べるなどした。

エ 保護者は、上記2(3)の出来事に関し、6年担任が本件児童をクラスの児童の前で指導したことについて、本件児童は日本語が完璧ではなく悪い意味でそのような発言をしたわけではないのに、6年担任がクラスの児童の前で厳しく指導したことでショックを受けている、と主張した。これに対し、6年担任は、周囲も聞いていたし、その場で指導する必要がある、その時の自分の対応は合っていたと思っていると説明した。

オ 6年担任は、保護者に対し、「死ね。」と言った子は誰かと確認し、保護者は上記イの日記、関係児童Bの発言の内容について説明するとともに、他の児童についても問題があるなどと説明した。

カ 6年担任は、保護者に対し、中学校を拠点としているカウンセラーに相談することを提案し、保護者は本件児童と保護者が相談に行くことを希望した。6年担任は、教頭が窓口であり、予約が必要と説明し、「一旦切って連絡する。」と伝えたが、同日中に折り返しの連絡をしなかった。

(4) 令和2年11月25日

ア 保護者は、同日、教頭と電話で話をした。保護者は、教頭に対し、6年担任に2週間前にチック症のことで病院の相談をしていたにもかかわらず、その後報告がなく、本件児童が独り言を言うことについて周囲の児童から

訴えがあったにもかかわらず、そのことも報告しなかった、カウンセリングの件について、昨日連絡がなかったと述べた。

イ また、保護者は、本件児童が4年生の時からいじめられている、校長とも何度か面談しているのにその後何のフォローもないと述べた。

保護者は、本件児童の現状について、1人の友達もいない、一緒に遊ぶ子もいない、勉強するためだけに学校に行っていると述べた。

ウ 教頭は、担任教諭が対応しない、あるいは対応が不十分なのであれば、学年団で対応をお願いする、クラスが変わったことでそれで終わりというわけではなく、定期的に担任教諭に問題はないかという確認をするが、本件については同年4月からそれができていなかったと説明した。

エ 保護者は、カウンセリングに関し、中学校にしかカウンセラーがおらず、小学校にカウンセラーがいないため、カウンセリングを受けるためには学区内の中学校に学校を休んでいかなければならないことについても疑問を呈した。

(5) 令和2年11月26日

保護者は、同日、教育委員会に電話をして、昨年度以降学校にいじめを訴えているが、学校が適切に対応してくれないので、訪問して相談をしたい旨申し出た。保護者は、同日以降、度々教育委員会に架電して相談をするようになった。

(6) 令和2年11月27日

6年担任は、同日、クラスの児童に対し、本件児童は日本語の会話の中で自分の言いたいことを上手く表現できないときがあるようだ、先日関係児童Dが骨折して登校してきたときに本件児童は「味わいたい。」と言ったけれども、その言葉には「かわいそう、骨折の痛みってどれくらいなんだろう。」という気持ちが入っていたようだ、本件児童が自分の気持ちを上手く表現できないことがあることは分かって欲しいと説明をした。

(7) 令和2年11月30日

同日、本件児童の件について、校内のいじめ対策委員会が開催された。同委員会は、その後、本件児童に関するものとしては、同年12月11日、同月16日、同月24日、令和3年1月8日、同年2月12日、同月16日、同年3月2日、同月9日、同月18日、同月19日に開催されたとのことであるが、議事録は作成されていない。学校関係者の説明によれば、「組織的に対応する

ことを確認した。」とのことである。

(8) 令和2年12月3日

ア 保護者は、同日、副校長と電話で話をした際、5年生の時にも嫌なことをする児童の名前を出して学校に対応してもらったことがあったが、その児童たちの態度は変わらなかった、それで3月に転校したいと伝えたが、校長が本件児童とその児童らを別のクラスにした、別のクラスにただけでその後のフォローなく放置した、いじめた児童らにもフォローがないと思う、と伝えた。

これに対し、副校長は、学校のいじめ対策委員会で毎月周知をしている、担任教諭から個別に指導をしているなどと述べた。

イ 6年担任は、同日、保護者に対し、同日の本件児童の様子として、咳払いをしている様子があったが、周囲の児童が気にしている様子はなかったと報告した。

ウ 教頭も、同日、上記ア及びイの電話よりも前に保護者と電話で話をしており、その際保護者は、教頭に対し、本件児童が咳や咳払いをしていることについての対応方法を相談している。

(9) 令和2年12月15日

ア 本件児童は、同年11月下旬ころ、卒業文集の下書き原稿を書いて提出したが、その原稿には、「楽しかったことはあまりありません。でも、自分の心に残った悪い思い出や、辛い思い出ならあります。」、5年生の始業式の日「イヤな人達に『死ね』、『さっさと〇〇（外国都市名）に帰れ』、と言われ、いじめられました。そして、たまには『死にたい』と思う日もありました。」などと記載した。

これに対し、6年担任は、同年12月14日ころ、原稿に大きく×印をして、違う内容で書き直すよう付箋に記載し、本件児童に返却した。

イ 保護者は、同月15日、教育委員会に電話をして、6年担任の上記対応が不適切である旨の意見を伝えた。

(10) 令和2年12月16日

ア 保護者は、同日、6年担任と電話で話をして、文集の下書きに対する指導について、機械的に仕事をしているだけで子どもの気持ちを考えていない、いじめられたことを書いて6年担任に伝えたのに何故管理職に報告しないのか、全部に「×」をされるとどこがどうダメなのかも分からない、と強く

抗議した。

これに対し、6年担任は、文集として載せるのは無理だという意味で「×」をしたのであり、人格を否定したわけではないが、見た目も悪かったし、配慮が足りなかった、すごく反省していると謝罪した。

その際、6年担任は、保護者から、本件児童が「×」について「『いじめとして辛かったのは分かるが、悪い思い出は文にしたら残るから、文集としてはダメ。』と言われたら分かるのに。」と述べていた旨伝えられたのに対し、「そうであれば（本件児童は）何がダメなのか分かっているのではないか。」と述べた。

保護者と6年担任は、その後、文集原稿の書き直しの方法、スケジュールについても協議をした。

イ 同日、保護者は、第1教育ブロックグループの本件学校担当の指導主事（以下単に「指導主事」という。）及び副校長とも面談しており、その際、文集の下書きについて、提出前に保護者が内容を見て、本件児童にこういうことを書いても良いのかと確認したが、本件児童は先生に分かってもらいたいと返答した、唯一相談できるのが6年担任だったのに「×」をして返されたのは予想外、精神的に傷ついた、6年担任からは事前に「いいことを書きましょう。」と言われたが、いじめのことを書くなとは言われていない、先程の電話でも笑いながら対応されたなどと述べ、6年担任の対応について繰り返し抗議した。

これに対し、指導主事は、6年担任には本件児童に寄り添った対応をして欲しかった、学校のためではなく、本件児童のために、自分が大人になって文集を読み返したときに元気になれるような内容にしよう、と持っていければよかったと述べた。

副校長は、保護者からの申入れを受けて、今後6年担任は本件児童に対して直接指導を行わないこと、今後の対応は副校長及び学年主任が行うこと、学校とのやり取りはメールで行うことなどを約束した。

また、保護者は、これまでの学校の対応について、学校がフォローできていない、担任教諭に対する確認、指導ができていない旨も繰り返し述べた。

(11) 令和2年12月17日

ア 同日、副校長と保護者は電話で話をし、副校長から保護者に対して、いじめ対策委員会では聴き取りを最初からやり直すという話になっているとの

説明があった。

副校長は、保護者が6年担任に対する不信感を示したため、副校長と学年主任で関係児童Bの聴き取りをすることを提案したが、保護者は精神的にしんどいと話し、同日聴き取りを行うかどうかは決まらなかった。

また、副校長は、関係児童Aの聴き取りについては、そもそも今までできていないと説明し、関係児童Aの聴き取りを行うかどうかについて保護者と協議したが、保護者は時間が経って相手の態度も変わっておりタイミングが悪いと話し、本件児童と相談をして返答すると答えた。

イ また、副校長は、上記電話の際の保護者の求めに応じ、前日の面談の際に約束したことを改めてメールに記載して保護者に送信した。

(12) 令和2年12月18日

ア 同日朝、関係児童Bの保護者は、保護者とLINEでやりとりをしている。その際、関係児童Bの保護者は、以前、学校の先生から関係児童Bに対し、本件児童に「死ね。」と言ったかどうかの確認があった、周囲の児童の保護者にも確認したが、一緒にしゃべっていること自体見ないとのことであった、むしろ本件児童が関係児童Bに対して「邪魔」「くそ」というようなことを言っているのを見たとのことであったと伝えた。

保護者は、これに対し、「死ね。」と言われたのではなく、「じゃあ、死んだら(死んできたら)？」と言われたのだと説明したが、関係児童Bの保護者は、そのような発言もしていないと回答した。なお、関係児童Bの保護者は、関係児童Bは当該発言があったとされる同年11月20日は学校を欠席していたとも説明したが、これは後に勘違いであることが分かった。

イ 保護者は、同年12月18日、副校長に、関係児童Bから「死んできたら。」と言われた際の場所を本件児童が図示した絵の写真をメールで送信した。

ウ 同日、保護者と副校長が電話で話をした際、保護者は、本件児童と話をした結果として、関係児童Aの聴き取りはもうよいと回答した。一方、関係児童Bについては、本件児童は聴き取りをして欲しいと言っているが、関係児童Bが気を悪くするのではないかとの懸念も示した。副校長と保護者が協議した結果、副校長が本件児童に聴き取りを希望するかどうか、6年担任が同席してよいかを改めて確認し、本件児童が聴き取りを希望した場合には実施することとした。

その後、副校長が本件児童に確認をしたところ、本件児童は関係児童Bの聴き取りを希望する旨回答した。

エ 副校長は、同日、関係児童Bからの聴き取りを実施した。

その際、関係児童Bは、「死ね。」とは言っていない、本件児童が「生きるよりも死ぬ方がマシかな。」と言ったことも聞いていない、もし自分がそのような話を聞いていたら「人生相談は受け付けていないので。」と答える、他の人と勘違いしているのではないか、なんで自分を巻き込むのか、と答えた。

オ 関係児童Bの保護者は、同日16時頃、保護者に再びLINEを送り、関係児童Bが副校長から聴き取りを受けたが、「死ね。」や「死んだら。」とは言っておらず、心当たりすらないこと、同年11月20日に関係児童Bが登校していなかったというのは勘違いであったが、いずれにしてもそのような発言はしていないこと、納得いかなければ、担任教諭や保護者立ち会いで、学校等で当人同士話をしてもよいと提案した。

カ 副校長は、同年12月18日夕方、保護者に電話をして関係児童Bからの聴き取り結果を報告した。その際、本件児童も保護者の横でやり取りを聞いていた。

保護者は、副校長に対し、関係児童Bの保護者からLINEがきていることを伝え、学校で話をすると提案も出ていることを伝えた。

副校長は、これに対し、言った言わないを突き合わせてもよいし、希望があるならそのようにするが、終着点は見えない、それでも1回話をしたいというのか、保護者と本件児童で話をしたいと伝えた。

キ 関係児童Bの保護者は、翌朝、再び保護者にLINEを送信し、前日と同様の主張を繰り返した上で、「私もお互い言い分がこれ程ズレるままですと、納得はいきません。」「やはり、学校側にはご負担かけますが、顔を合わせて話しすべきでは？というか、私自身そうして頂きたいです。」と伝えた。

(13) 令和2年12月21日

ア 本件児童は、同日及び翌日、学校を欠席している。

イ 副校長は、保護者と電話で話をし、関係児童Bの保護者から6年担任に連絡があり、保護者宛のLINEに書かれていたという話と同様の話があったと伝えた。保護者は、その際、副校長からの聴き取りにより関係児

童Bやその保護者を誤解させたのではないかと述べ、副校長に対する不信感を示した。

ウ 副校長は、関係児童Bの保護者から話し合いをする場を設けるとの提案がなされていることについて、関係児童Bの保護者も「無事に解決できればいいと思って話をされると思うから。」と述べた。

保護者は、それに対し、分かってもらえないのに話しても意味がない、覚えていないのに話し合いの場を設けても虚しい、そういう状況を作ったのは学校で、どんどん状況が悪くなっている、自分もどうしてよいか分からない旨を述べた。

副校長は、それに対し、言葉の行き違いが多いからこそ関係児童Bの保護者は直接会って話をしようと言っているのではないか、集まるなら親子一緒の方が良いので同席して欲しい、学校が間に入ると子どもから保護者に上手く伝わらない、話し合いの場には学校も複数人が参加すると述べた。

保護者は、副校長の上記説明を受けて、会っても大丈夫だが、受験があるのでタイミングが難しい、しかし今しかないと思うなどと述べた。結局、副校長が関係児童Bの保護者と日程調整をすることとし、同月25日午後2時30分に話し合いの場を設けることとなった。副校長は、保護者に対し日程の連絡をした際、「お互い子どもは自分の記憶が正しいと思っているから、終着点は難しいと思いますよ。」とも述べている。

エ 副校長は、同月21日の電話の際、いじめ対策委員会としては3か月間報告がない場合は一旦閉じる、本件は本年6月までということ、大きな事案が上がってこなかったし、体罰等アンケートの時に保護者が話をしなくてもよいと言ったので、昨年はいじめ対策については1回リセットされ、いじめ事案としては終わっていると説明した。

また、副校長は、体罰等アンケートの件については、アンケートを実施した7月の時点で、そのような先生がいたということを教育委員会に報告していると説明した。ただし、教育委員会においては、7月時点で当該報告を受けていたとの記録はない。副校長の説明に対し、保護者は、体罰等アンケートの件を話さなくてよいと言ったのは、担任教諭に話をすることが保護者にとってはストレスであるから、副校長が6年担任寄りに聞こえたからであると主張し、副校長に対する不信感を示した。

(14) 令和2年12月23日

ア 本件児童は、同日、卒業文集の修正原稿を提出した。副校長は、保護者にお礼のメールを送るとともに、保護者の方もOKだったら清書に進めようと思っているがよいかと確認した。

イ 保護者は、同日、副校長と電話で話をして、卒業文集の下書き原稿に×印を付けられたことに対する心のケアがないと述べ、学校の対応に問題がある旨の意見を述べた。

また、副校長と保護者は、上記電話の際、同月25日に予定されている話し合いについて、同席する教諭を誰にするかを協議しており、保護者は「ぎりぎり学年主任という感じである。」旨述べた。

(15) 令和2年12月24日

ア 保護者は、同日、副校長と電話で話をし、卒業文集の下書き原稿の書き直しの件について、「そのままでいいなら何故書き直しさせるのか。」などと述べた。

イ また、副校長は、前日に関係児童Eが本件児童に対して「日本だけの国籍の外人」と発言したという出来事があったと報告し、関係児童Eからの聴き取りについて保護者と協議をした。

その後、関係児童Eの聴き取りを行った学年主任が保護者に電話をし、上記出来事は前日より前に何度かあったものであること、関係児童Eがそのような発言をした経緯についての報告と、関係児童Eに対して指導をしたこと、関係児童Eも真剣に話を聞いていたことの報告を行った。

ウ 保護者は、同日、副校長にメールを送信し、本件児童が関係児童Bから「死んできたら。」と言われた際の場面を描いた絵を送信した。

エ 保護者は、同日、指導主事に電話をして、卒業文集の下書き原稿の書き直しの件について、学校の対応に問題がある旨の意見を述べた。

オ 保護者と副校長は、同日、電話で再度話をしており、副校長は、翌日に予定されている関係児童Bとその保護者との話し合いの場に、副校長と学年主任に加え、6年担任も同席する旨を説明した。

これに対し、保護者は、本件児童は心臓が痛くて薬を飲んで学校に行っている、すごいストレスで、6年担任がいること自体が不快であると述べた。なお、本件児童は、保護者の横で話を聞いており、6年担任がいてもよいと述べている。

保護者は、6年担任が同席するなら、その前に謝罪をして欲しいと述べ、副校長はそれに対し、既に謝罪文を預かっているので送ると回答した。結局、6年担任が同席するかどうかについては、翌朝保護者が改めて返答をすることになった。

また、保護者は、この電話の際、副校長に対し、図書室で集まることについて、実際に本件児童が関係児童Bに「死んできたら。」との発言をされた場所に行くのではないのか、その場所には必ず行ってもらわないと困ると述べ、副校長はそれに対し、待ち合わせの場所が必要であると説明した。

カ 副校長は、同日、保護者に対し、卒業文集の下書き原稿に関する指導についての6年担任の謝罪の手紙をメールで送信した。

キ 同日付にて、本件児童について、病名を「心身症」とし、「上記疾病による心因性胸痛にて内服薬による治療を行っています。」と記載した診断書が発行されている。

(16) 令和2年12月25日

ア 副校長は、同日、保護者と電話で話をして、6年担任が話し合いの場に同席しないことについて関係児童Bの保護者の了解が得られたこと、6年担任は職員室で待機し、必要時に同席することにした旨の説明をしている。

イ 同日、本件児童、保護者、関係児童B、その保護者、副校長及び学年主任が一堂に会した話し合いが行われた。

本件児童は、上記話し合いの冒頭、関係児童Bから「死んできたら。」と言われたときの状況について改めて説明した。その際、副校長は、「周りに誰かいたかな。」などと質問をした。

関係児童Bは、休み時間は他の児童らとトランプをしており、その児童らとアニメの話をしながら移動していたので、本件児童と話していない、もし1人だったとしても、英語のテストの予習をしながら行くから、誰かから話しかけられても無視、無言のはずだと説明した。さらに、関係児童Bは、同年7月に本件児童が骨折した児童に対して「味わってみたい。」旨発言した件について、あの言い方はからかっているようにしか聞こえないからやめたほうがよい、自分も変なことを言われたら嫌だから本件児童のことを避けていた、無視されたとかだったらだいぶ心当たりはある、本件児童とはそういう仲なので話しかけられたとしても、そのような発言をすることはないと述べた。本件児童は、関係児童Bのかかる発言に

ショックを受け、話し合いの途中で顔を伏せたままの状態になった。

保護者は、関係児童Bの上記発言を受けて、本件児童を無視していたということであれば、それもいじめではないか、本件児童の上記発言は「wanna feel what's like（どのようなものか感じてみたい。）」の意であったなどと述べた。これに対し、関係児童Bの保護者は、ここは日本なので、同様のトラブルはこれからも起こる、本件児童は普段からおちょけていることがあるらしいが、上記発言はそれと同じイントネーションで、クラスの児童もあれはひどかったとしばらく盛り上がっていた、関係児童Bは性格が合わないから何となく離れるということは無視と表現した、それをいじめというならこれから先どんどん出てくる、と反論した。

同日の話し合いは、学年主任が間に入り、「決着を付けることが真実ではない、お互いがどうありたいかが重要。」「子どもたちをつなぐ役目をお母さん同士でして欲しい。」「本件児童と関係児童Bがどうありたいかとつなぐ場であって欲しい。」「ちょっとずついい方向に修正していけたら。」などと述べ、表面上はお互いの理解ができた、という形で終わっている。また、本件児童は、話し合いの途中で、現場には行かなくてよい旨発言している。

なお、関係児童Bの保護者は、話し合いの途中で、この後に用事があり、午後3時45分には帰らないといけないと話している。

4 本件児童が6年生3学期の時の出来事

(1) 席替えに関する出来事

ア 本件児童は、令和3年1月7日の始業式以降学校を欠席し、同月18日には遅刻して登校した。その間に本件児童のクラスでは席替えが行われており、本件児童の2つ前の席が関係児童Bの席になっていた。

イ 保護者は、翌19日、副校長にメールを送信し、本件児童が今日学校に行きたくないの休みたいと言っているの欠席する旨を伝えるとともに、本件児童が休んでいる間に席替えがあり、関係児童Bの席が本件児童の席の前の前で、後ろ姿を見るだけで心臓が痛くてガンガンするそうだ、と伝えた。副校長は、6年担任に指導し、同日、再度席替えが行われた。

ウ 同年2月26日、本件児童のクラスで再び席替えが行われ、本件児童は、関係児童Bから4列離れた席になった。保護者は、翌27日、副校長にメールし、席替えについて配慮を求めた。副校長は6年担任に再考を求め、

翌登校日の3月1日に改めて席替えが行われた。

エ 保護者は、同月23日、上記アの席替えに関し、本件児童が関係児童Bから令和2年11月20日に言われたことを授業中に何回も思い出して、心が痛くなったという内容の日記を書いたとして、第1教育ブロックグループの総括指導主事（以下単に「総括指導主事」という。）にメールで送信した。なお、教育委員会は、令和3年2月25日の面談（下記(8)イ）から、本件事案の担当を指導主事から総括指導主事に変更している。

(2) いじめアンケートの実施

ア 保護者は、令和3年1月8日、副校長に対し、副校長が前日に送信したいじめアンケートに対する本件児童の回答をメール添付して送信した。当該アンケートには「だれから、いじめられましたか。」の質問について「同じクラスの友だち」「他のクラスの友だち」の選択肢に丸が付けられた上で、「無視された」「いやなことを言われた」の選択肢に丸が付けられ、「そのいじめは今も続いている」旨の選択肢にも丸が付けられていた。

副校長は、保護者に対し、「具体的な人の名前」及び「されたこと」を教えてほしい旨返信した。

イ 同月15日までの間に、6年生の各学級で通常よりも時期を早めていじめアンケートが実施された。他の児童のアンケート結果には、本件児童に関わる記述はなかった。副校長は、同日、保護者に対し、アンケートが終了したこと及び本件児童に関わる記述はなかったことを報告した。

(3) オンラインゲームに関する指導

ア 令和3年1月12日、保護者が本件学校に電話し、副校長が対応した。保護者は、同級生らがオンラインゲームを使って本件児童の知らないところで7月の発言に関する出来事（上記2(3)アイ）を話題にしているのではないかと述べた。

イ また、保護者は、令和3年1月19日、副校長に対するメールの中で、年齢制限のあるオンラインゲームによって同級生らの口が悪くなっている、上記7月の6年担任の指導がきっかけで同級生らが当該ゲームのチャットにおいて本件児童の話題で盛り上がり、無視し始めたなどと訴えた。これに対し、副校長は、年齢制限のあるオンラインゲームについては、改めて全学級担任から注意しますとのことと、と返信した。

ウ 保護者は、令和3年1月27日のメールで、副校長に対し、年齢制限のあ

るゲームに関して注意喚起をしている他校のURLを示しながら、本件学校においても早急な対応をしてほしい旨訴えた。

翌28日、本件学校のホームページの「お知らせ」には、「オンラインゲームについてのお願い」と題して、全国的にオンラインゲームのトラブルが多いようだ、特に年齢制限のあるゲームに関しては許可するかどうか家庭でよく話し合っしてほしいとの記事が掲載された。副校長は、同日、保護者に対し、本件学校のホームページ上で注意喚起した旨返信した。

(4) 令和2年11月20日の出来事に関する再調査

ア 令和3年1月13日、副校長と保護者が話をし、翌14日及び15日に予定していた関係児童らの聴き取りを保留にすることとなった。保護者は、副校長に対し、受験前に精神的に参るとリスクが高いため、16日及び17日の受験が終わり次第考える旨述べた。

イ 本件児童が、同月22日、学年主任に声をかけ、関係児童Fから英語の授業のために移動する際のルートを知ると伝えてきたため、副校長と学年主任が同日及び週末をはさんだ25日に本件児童から話を聞いた。本件児童によると、関係児童Fは、令和2年12月25日の話し合いの際に関係児童Bが話していたルートとは違うルートを通っている、ほとんど関係児童Bと一緒に移動していると話したとのことであった。

ウ 令和3年3月17日、副校長と学年主任が、関係児童Bとともに令和2年11月20日に関係児童Bが歩いたルートの検証を行った。関係児童Bは、本件児童が話したルートと同じルートを歩いたと説明した。

エ 保護者は、令和3年3月18日、総括指導主事に対し、本件児童と関係児童Bが令和2年11月20日に話していたところを目撃していたと思われる4人の関係児童の名前を伝え、うち3人からの聴き取り、加えて、関係児童Fからの聴き取りを依頼した。

オ 令和3年3月18日、副校長及び学年主任が、保護者が挙げた関係児童3人に対して、令和2年11月20日のことについて個別に聴き取りをしたが、3人とも覚えていないと話した。

カ 令和3年3月18日、副校長が、関係児童Fにも聴き取りをしたところ、関係児童Fは、英語の授業には、いつも、関係児童Bや関係児童Gと一緒に、本件児童と関係児童Bが話しているルートを通って行っていること、移動の際に3人以外の人と話しながら行くことはあまりなく、行く途中で

言い争いになったり喧嘩になったこともない、本件児童と関係児童Bが話しているのを見たことはないと話した。

キ 同日、副校長及び学年主任は、聴き取りの中で名前が出た関係児童Gからも聴き取りを行った。関係児童Gは、関係児童Bと英語の授業に行く際のルートとして、上記ウの検証の際に関係児童Bが話したルートと、それ以前に関係児童Bが通ったと話していたルートの2つのルートを通ることがあると話した。

ク 同日の放課後、副校長及び学年主任が、関係児童Bから、令和2年11月20日のことに関して、改めて聴き取りを行った。

ケ その後、総括指導主事が保護者に架電し、同日の件についての関係児童らからの聴き取り結果を伝えた。

(5) 7月の発言に対する指導に関する対応

ア 保護者が、令和3年1月20日、本件児童の7月の発言に対する6年担任の同月の指導及び11月の説明について、クラスの児童らがどう捉えたのかを問うアンケートの実施を要望したため、副校長が、同日、保護者に対し作成したアンケートの案をメール添付して送信した。これに対し、保護者は、この内容では6年担任が勘違いして叱った事実が伝わってこないなどと指摘し、副校長と複数回メールでやり取りをしたが、結果としてアンケートの実施には至らなかった。

イ 保護者は、副校長に対し、本件児童の7月の発言に対する6年担任の認識を繰り返し尋ね、聴き取りはどうなっているのかと質問していたところ、令和3年1月26日、副校長は7月からの経緯について述べたメールを返信した。また、副校長は、続くメールにおいて、保護者に対し、6年担任が直接会って謝罪をしたい、会うのが難しければ文面で気持ちを伝えたいと申し出ている旨伝えた。

ウ 保護者は、令和3年1月27日のメールで、副校長に対し、知りたいのは、6年担任が7月の指導について誤解も含め誤った指導であったと認識しているのかということであると述べ、誤った指導であったと認めるのであれば本件児童への謝罪とクラスの児童へその旨の訂正をしてほしいと述べた。また、本件児童はその出来事が元で精神的に自信をなくしてしまった、一刻も早くクラスの児童からの偏見をなくし名誉回復をしてほしい、何故こんなにも聴き取りに時間がかかっているのか、早く回答を教えてほ

しいなどと訴えた。

エ 令和3年1月28日、副校長は、保護者に対し、6年担任の謝罪文書を添付してメール送信した。また、6年担任の説明として、昨年11月後半に保護者と電話した際に謝罪し、それを受けて学級での説明を行ったと述べている旨伝えた。

オ 上記保護者からの要望もあり、副校長は、令和3年2月以降、保護者に対し、本件児童の7月の発言に関して6年担任から改めてクラスの児童に説明する内容の案を送付し、内容について調整をした。しかし、結局、保護者の意向により、説明は保留されることとなった。

(6) いじめ対策委員会に関するやり取り

ア 保護者は、令和3年2月9日のメールで、副校長に対し、いじめ対策委員会のこれまでの内容を教えてほしい旨要望した。これに対し、副校長は、同日のメールでは言及せず、翌10日のメールにおいて、本件学校では資料は作成していない、口頭で行っていると回答した。

イ 上記回答に対し、保護者は、同月12日のメールにおいて、いつどこで何について話したという記録もないのか、それでは本当にどんな内容で行っているのかも分からないではないか、今からでも詳細を説明してほしいと要望した。また、昨年度校長に転校の相談をした際（上記1(4)ウ）にもいじめ対策委員会が設置されたはずなので、その内容の資料もないのか教えてほしい旨述べた。

ウ 副校長は、同月15日のメールにおいて、令和2年度のいじめ対策委員会を実施した日付の記録をメール添付にて送信するとともに、いじめ対策委員会にあたっては昨年度も今年度も資料は作成していないと述べた。

(7) 本件児童に対する支援

本件学校は、令和2年12月下旬ころから、副校長及び学年主任が日々本件児童に対して困ったことはないかなどの聴き取りを行い、保護者に対して報告をしていたが、令和3年2月26日のメールにおいて保護者から、本件児童が過去の辛い事を思い出すのがしんどいようだ、本件児童と話をするのはしばらく保留にしてほしいとの申出があり、定期的な聴き取りを見合わせる事となった。

(8) 第三者委員会設置に向けた動き

ア 保護者は、令和3年2月19日、教育委員会に架電し、本件児童が継続

的にいじめにあっているので、第三者委員会を立ち上げて、いじめと、教員の暴言や行き過ぎた指導について調査をして欲しいとの申出をした。

イ 保護者は、同月25日、教育委員会を訪問し、指導部教育活動支援担当業務調整グループ（以下「業務調整グループ」という。）担当係長と総括指導主事と面談した。

ウ 校長は、同年3月9日、教育委員会に対し、本件児童に対する「いじめ」について「児童事故報告書」を提出した。当該報告書には、事故の概要として、①令和元年秋ころ、保護者から担任に対し本件児童がいじめられているとの訴えがあったこと、②同年12月、バスケットボールのスローインのルールを巡って生じたトラブル（上記1(3)②）、③同月、本件児童が関係児童Cから「〇〇（国名）に帰れ。」と言われたという出来事（上記1(4)ア）、④同月、保護者から校長に対し日本語教室のある小学校への転校の申出があったこと（上記1(4)ウ～カ）、⑤令和2年11月20日の出来事（上記3(2)）が記載されている。

教育委員会は、令和3年3月11日、本件事案について、いじめ重大事態として市長に報告した。

エ 保護者は、同月16日、教育委員会の業務調整グループ担当係長、総務部総務課担当係長、総括指導主事と面談した。保護者は、令和2年11月20日の件についての現場検証を学校主体でやってほしい、第三者委員会によって事実関係を客観的に認定し、学校の対応に問題があったということを公にしてもらうことで、いくらか精神的負担が軽減されるなどと話した。

オ 令和3年3月30日、校長は、教育委員会に対し、6年担任に不適切な指導があったとの内容の「教職員事故報告書」を提出した。6年担任の不適切な指導として、具体的には、①7月の発言に対する指導の件（上記2(3)アイ）、②チック症について令和2年11月10日に保護者から連絡を受けていたにもかかわらず、同月24日までの間保護者に対する連絡を怠ったこと（上記3(1)、(3)ウ）、③同月20日、保護者から本件児童が同日の出来事を日記に記載したため来校して相談したいとの連絡があったが、同月24日までの間保護者に対する連絡を怠ったこと（上記3(3)イ）、④卒業文集に「×」をつけたこと（上記3(9)ア）が記載されている。

なお、③については、上記3(3)イで認定したとおり、保護者から同月2

0日の件について6年担任に報告があったのは、同月24日のことであると考えられる。

(9) 本件学校の謝罪

ア 令和3年3月8日、総括指導主事が保護者に架電したところ、保護者は、関係児童B及びその保護者に謝って欲しいことに加え、校長、副校長、教頭、4年担任、学年主任及び6年担任、1人ずつから謝罪文が欲しい旨話をした。

イ 本件学校は総括指導主事の指導のもと、同月19日の本件児童の学年の卒業式の後、校長、副校長、教頭、学年主任、6年担任及び総括指導主事が出席して、保護者との面談を行った。冒頭、校長が謝罪文を読み上げ、その後、各教諭が順に謝罪した。その際、保護者は、各教諭に対し、本件児童に対するいじめ対策についての反省点と今後の改善点を記載した書面を作成して欲しいと要望した。

ウ 総括指導主事は、同月30日、保護者に対し、今後、いじめ事案にどのように対応していくかについて、校長、副校長、教頭、学年主任及び6年担任が記載した書面をメールで送信した。

第7 いじめの有無及び重大事態該当性に関する判断

1 「外国人」等の発言

当部会において検討をした結果、本件児童は、5年生のころ、クラスの児童らから、人間関係の中で悪態をつかれたりすることのほか、「外国人」「だから外国人は嫌やねん。」「〇〇（国名又は外国都市名）に帰れ。」など、本件児童が外国にルーツを有していることに関する差別的な発言を継続的に受けていた可能性が高いと認められる。

また、上記第6、3(15)イ記載のとおり、6年生のころにも「日本だけの国籍の外人」との発言を受けている。

いじめというものは外部から把握することが困難であることからすると、本件学校が本件児童や保護者からの申出により把握できていた事実は、こうした事象のごく一部であると推測でき、こうした事象は、5年生のころよりも以前から存在していた可能性も高いと考えられるし、6年生のころについても、上記発言にみられるように一定継続していたと推測できる。

このような一連の行為により、本件児童が精神的な苦痛を感じていたと認

められるから、上記事象については明らかにいじめに該当するものとする。

そして、本件児童は令和元年12月23日から冬季休業の期間をはさんで令和2年1月8日まで欠席が続いているところ、当該期間の欠席については、上記事象が一因となったものと認められる。しかしながら、当該欠席の日数あるいは期間及びその後の状況からして、不登校重大事態に該当するとまでは認定できない。

また、本件児童が卒業文集の原稿に「死にたいと思う日もありました。」と記載していることからすれば、本件児童は上記事象により大きく傷ついたと考えられ、生命身体重大事態に該当すると解する余地もあるが、各いじめ行為の具体的な時期や内容、各行為後の本件児童の具体的な心理状態が明らかにできないため、重大事態に該当すると断定することまではできない。

2 令和2年11月20日の出来事

令和2年11月20日の出来事（上記第6、3(2)ア）においては、本件児童は「耳鼻科に行ったら？」「きしょいわー。」などとの発言を受けており、これにより本件児童が精神的な苦痛を受けたものと認められるから、法の定義上いじめに該当する。

ただし、当該出来事により本件児童の生命身体等に重大な被害が生じたとは認められず、また本件児童の欠席と当該出来事との因果関係を肯定することもできないので、いじめの重大事態に該当するとは言いえない。

なお、上記出来事に関する事実認定においては、当部会の判断により、当事者である関係児童Aからのヒアリング調査は実施しなかったことを付言する。

3 その他の事象について

上記のほか、本件児童がクラスの児童その他一定の関係を有する児童による発言により精神的な苦痛を受けていた可能性もあるが、本件調査においては、具体的な内容を特定するには至らなかった。

4 まとめ

上記において、本件児童の体験を主に時系列で述べてきた。これらの出来事については、いじめの重大事態に該当するか否かに関わらず、本件児童にとって、対人関係での傷つき体験となったことは言うまでもない。また、これらの傷つきからくる本件児童の気持ちに対して、学校側から適切なケアが行われなかったことも、本件児童にとって辛い体験になったと理解するところ

ろである。

第8 学校の対応に関する問題点

1 副校長の保護者に対する説明に誤りがあること

(1) 令和2年12月3日の電話における説明

副校長は、同日、保護者から継続的なフォローがないとの指摘を受けた際、学校のいじめ対策委員会で毎月周知をしている、と回答している。しかし、いじめ対策委員会で本件児童について取り上げられたのは、同年11月30日が初めてであり、令和元年度（本件児童が5年生の時）はいじめ対策委員会自体が開催されていないから、副校長の上記説明は事実と反する。

(2) 令和2年12月21日の電話における説明

ア 副校長は、同日、保護者に対し、「いじめ対策委員会としては3か月間報告がない場合は一旦閉じる。去年のいじめ対策については1回リセットされ、いじめ事案としては終わっている。」旨の説明を行っている。

イ 上記説明は、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、いじめが解消されていると判断するための要件の1つにいじめにかかる行為が相当の期間止んでいることが挙げられ、「相当の期間」は少なくとも3か月を目安とする旨の記載があることを念頭に置いていると考えられる。

ウ しかし、上記方針の記載は、学校がいじめとして認知していること、相当の期間が経過するまでの間学校が被害加害児童生徒の様子を注視していることを前提としている上、いじめが解消されていると判断するためのもう1つの要件として、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが挙げられており、この点については被害児童生徒及び保護者に面談等により確認するものと定められている。

エ そもそも、本件児童が5年生の時の出来事についていじめ対策委員会が開催された事実すらなく、本件学校としてはいじめとして認知した具体的な対策をしていない。本件児童の様子も注視しておらず、本件児童や保護者にも何ら確認を行わない中で「いじめ事案としては3か月で終わる。」との副校長の説明は、上記方針の理解を誤ったものであり、あたかも本件学校が当該問題をいじめとして認識し、上記方針に則った対応をしていたかのように装うものであり、極めて不適切であると言わざるを得ない。

(3) 令和3年2月15日のメールにおける説明

さらに、副校長は、同日、保護者に対するメールにおいて、「いじめ対策委員会にあたっては、『昨年度も今年度も』資料は作成していません。」と説明しているが、かかる記載は、あたかも昨年度はいじめ対策委員会が開催されていたかのように誤解させる説明であり、不適切である。

(4) 上記(1)ないし(3)記載の点はいずれも、職員会議等いじめ対策委員会以外
の場で本件児童に関する問題とその対応方法についての情報共有や協議が
なされていた可能性があることを踏まえても、説明内容それ自体が不適切で
あるにとどまらず、学校として組織的な対応、いじめに対して真摯に取り組
むべき姿勢が欠如していたことの表れである。

また、このような事態が起きたのは、本件学校が保護者に対する対応を副
校長1人のみに任せきりにし、下記5記載のとおり、組織的な対応を怠って
いたため、副校長が保護者に対する対応に苦慮した結果であるとも言える。

2 安易に当事者同士での「話し合い」の場を設定したこと

(1) 令和2年12月25日に、本件児童、保護者、関係児童B、その保護者、
副校長及び学年主任での話し合いの場が設けられている。かかる話し合いの
場は、関係児童Bの保護者の要望を契機として設定された。

(2) 児童間で生じたトラブルについて、当該出来事から期間が経過した後、学
校が当事者同士を同席させての話し合いを行うということは一般的ではな
く、ましてや当該児童らの保護者を同席させての話し合いというのは通常で
あれば考え難い。もし仮にそのような場を設けるとすれば、双方が信頼でき
る学校関係者の立ち会いの下、当日の段取りや一定の解決の方向性について
事前にしっかりと擦り合わせを行った上で実施する必要がある。そうでな
ければ、話し合いが上手くいかず、かえって事態を悪化させることになりかね
ない。

(3) 本件事案において、本件学校は、関係児童Bの保護者の要望を受けて学校
として慎重な検討をすることなく安易に保護者に話し合いの場を設けるこ
とを推奨したが、その一方で「言った言わないの問題を突き合わせても終着
点はない。」と副校長が述べているとおり、解決の方向性については何ら具
体的なビジョンを有していなかった。話し合い前日の24日にはいじめ対策
委員会が開催されたとのことであるが、その際にこうした話し合いの場を設
けることを危惧したり、事前に段取りを詰めておく必要性を指摘したりする

意見が出た様子もない。

- (4) 結局、当日の話し合いは、双方児童と普段接点のない副校長と、関係児童Bとはほぼ初対面の学年主任の立ち会いのもとで実施され、6年担任は保護者の意向により立ち会うことはなかった。そして、そのような状況下で、関係児童Bから本件児童に対し、「変なことを言われたら嫌だから本件児童のことを避けていた。無視されたとかだったらだいぶ心当たりはある。」などの発言がなされ、これにより本件児童は大きく傷つくに至った。本件児童は令和3年1月7日の始業式の日から学校を欠席しており、上記の出来事が影響を及ぼしたものと認められる。
- (5) しかも、副校長は、図書室に一同が集まることについて「待ち合わせの場所が必要。」と保護者に説明し、最初に話し合いをすることを明確に伝えなかった。副校長が保護者に対して約束していた、本件児童が関係児童Bから「死んできたら。」と言われた場所や関係児童Bが通ったルートの確認についても実施されなかった上、保護者に対して終了予定時刻を事前に説明していなかったため、これらの点について後日保護者から対応に問題があった旨の指摘を受けるに至った。結果的にも、後日、関係児童Bが説明したルートと本件児童が説明していたルートは整合することが判明するに至っている。
- (6) 本件事案においては、本件学校が安易に令和2年12月25日の話し合いの場を設定したことが事態を大きく悪化させたものと評価できるが、こうした事態を招いたのは、いじめ対策委員会が実質的に機能していなかったことを原因としていると言わざるを得ない。
- (7) なお、当部会で検討したところによれば、本件に関する教育委員会の対応に関し、特筆すべき問題点は見受けられなかった。

もともと、教育委員会としては、令和2年12月25日に本件児童及び保護者と関係児童B及びその保護者が学校関係者同席のもとで話し合いをするとの報告を事前に受けていたにもかかわらず、その見通しや準備状況について学校関係者に十分に確認をしたとは言い難い。さらに上記1の点に関連しても、教育委員会は、いじめ対策委員会の開催状況やその結果について十分に把握をしていなかった。教育委員会において、学校関係者に対し、これらの点について適切な指導を行うことができているならば、本件の事態が深刻化することを回避できた可能性もあると思われるので、この旨付言しておきたい。

3 6年担任の指導に不適切な点があること

6年担任が本件児童の卒業文集の下書き原稿に大きく「×」をして返却したことは、指導方法それ自体として不適切である。

特に、上記下書きの内容は本件児童がいじめを受けた旨を記載するものであったにもかかわらず、6年担任が管理職等への報告や相談を怠っていることからすれば、いじめを認知した教諭の対応として問題が大きい。

6年担任の上記対応は、どのような事実がいじめに該当し、いじめを発見した際にはどのように対応すべきかという、いじめの問題に対する基本的な理解を欠く対応であり、初歩的な誤りであって、本件学校全体のいじめに対する意識の希薄さを象徴しているとも言える。

なお、令和2年7月の発言に関する6年担任の本件児童に対する指導（上記第6、2(3)イ）については、本件児童に対するいじめ行為に関する対応ではなく、当委員会に対する諮問事項には含まれないため、詳細な言及は控えるが、本件児童が5年生の時の出来事に関する引き継ぎやフォローがなかったことが背景にあるものと思われる。

4 場当たりの対応に終始したこと

本件学校の保護者に対する対応は、上記1ないし3に限らず、総じて場当たりの、その場しのぎと言わざるを得ない。

- (1) すなわち、保護者からは本件児童が5年生の時の12月及び3月に校長に相談があり、転校の申出までなされていたにもかかわらず、本件学校としては担任教諭を変更し、クラス替えの際に一定の配慮をしたのみで、本件児童が6年生に進級して以降、本件学校側から本件児童あるいは保護者にその後の様子を尋ねることもしていない。6年担任は、本件児童や保護者に対して継続的にフォローをする必要があるという認識を有しておらず、本件学校として本件児童及び保護者に対する継続的なフォローを一切行っていない。
- (2) 6年担任は、令和2年11月に保護者から本件児童のチックの症状に関する訴えを聞いた後も、保護者からの電話等に対応するのみで、自分から積極的に連絡せず、折り返しの連絡すら怠り、事態を悪化させている。
- (3) 副校長も、同年12月25日の話し合いの後、保護者に対するフォローを何も行っていないし、校内で話し合いが上手くいかなかったこと及び今後の対処方法等、話し合いの結果を正確に共有しなかったため、6年担任は漫然と席替えを実施することとなった。さらには保護者から席替えに問題がある旨の指摘を受けた後も、保護者と話し合うなどしてその内容を正確に確認し

なかったため、再び同様の指摘を受ける事態を招いている。

5 組織的な対応ができていなかったこと

本件学校においては、以下のとおり、いじめの問題について組織的に対応ができていたとは言い難い。

- (1) いじめアンケートの結果に対する対応は、担任教諭によりまちまちとなっており、管理職等による助言がなされた形跡はない。それどころか、いじめアンケートの実施自体を失念していた時期があるなど、いじめアンケートに対する意識が希薄であった。
- (2) 上記4(1)のとおり、保護者からは本件児童が5年生の時の12月及び3月に校長に相談があったにもかかわらず、本件学校が一連の出来事をいじめの問題として認識した形跡がなく、本件児童に関しては、いじめ対策委員会は6年生の時の11月まで全く開催されておらず、組織としての対応は全くできていなかった。
- (3) 保護者からの申出に対する対応は、基本的には担任教諭任せであり、上手くいかなくなると副校長が保護者に対応するようになったが、結局のところ副校長任せの状況となり、組織としてのバックアップや役割分担ができていなかった。
- (4) 令和2年11月30日以降、本件児童について、いじめ対策委員会がようやく継続的に開催されていたとのことであるが、議事録も作成されておらず、担当者からの報告を聞くだけで、建設的、活発な議論がなされていたとは到底言えず、いじめの問題に対処する方針を議論し、意思決定をする場としての機能を果たしていたとは言えない状態であった。
- (5) 本件学校の「学校いじめ防止基本方針」（令和2年4月）には、「いじめを発見した場合の報告体制を全教職員に徹底させ、1人で抱え込まずに、管理職や全教職員にいじめの実態が早く伝わるようにする。」「いじめが発見されたら、早急にいじめ対策委員会を開き、具体的な対応策を全教職員に対して提案し、より良い解決方法をみんなで話し合う。教職員がそれぞれの立場で、いじめの解決に向けて連携した行動がとれるようにする。」などと定められているが、以上の点からすれば、本件学校の実態は、当該方針とはかけ離れていたと言わざるを得ない。

6 まとめ

以上のとおり、本件学校においては、いじめの問題について、初期段階で

きちんとした対応をして解決しようという意識が希薄な傾向にあり、保護者からの申出等をやり過ぎそうとする対応に終始し、担当者任せにせず学校全体で話し合いをして組織的に対応をしようという姿勢が欠如していた。

これら一連の本件学校の対応を全般的に見れば、本件学校においては、教育現場において今日当たり前であるはずの教育的対応がされていなかった、とも言える。

すなわち、繰り返しにはなるがあえて再度指摘すると、6年担任は本件児童が卒業文集の下書き原稿を提出した際に、×印を付けて返却するなどの不適切な方法で指導を行い、いじめを認知した教諭としての対応をすることなく、保護者からカウンセリングの利用についても相談を受けた際にすぐに連絡することを怠るなど、通常では考えられないような対応を行っている。そして、保護者から相談を受けていた校長も継続的なフォローをせず、このことが上記のような6年担任の対応や、教員間での連携不足の一因となった。問題が大きくなってからの副校長の対応にも問題が大きく、組織的なサポートもなかったことは上記のとおりである。

こうした問題が重なった結果、本件学校は、問題が大きくなってから保護者に対して不適切な説明を重ね、事態を收拾させるどころか、更に悪化させて本件児童に苦痛を与える結果を招いた。本件学校の対応は、誠実さを欠くものであったと評価せざるを得ない。

なお、当部会における調査においては、いじめの事実は認められると判断したが、重大事態に該当すると認めるには至らなかった。しかし、いじめに対して適切に対応することを怠れば、いずれ重大事態に至る危険性は大きい。継続的なフォローを含む日常的な初期対応の重要性については、改めて強調しておきたい。

加えて、本件事案においては、本件学校の不適切な対応が本件児童に更なる苦痛を与えており、特に、十分な準備も方向性もないまま安易に当事者同士の話し合いの場を設定したことが、結果として重大事態と同様の事態を招いたとも評価し得ることを、重ねて指摘しておきたい。

第9 再発防止に向けた提言

1 はじめに

上記のとおり、本件学校のいじめ対応に関する問題点は、次の点に集約され

る。すなわち、「副校長の保護者に対する説明に誤りがあること」「安易に当事者同士での『話し合い』の場を設定したこと」「6年担任の指導に不適切な点があること」「場当たりの対応に終始したこと」「組織的な対応ができていなかったこと」の5点である。

そして、当部会は、本件学校の対応について「当たり前であるはずの教育的対応がされていなかった。」「誠実さを欠くものであったと評価せざるを得ない。」と結論づけた。そこで、当部会による再発防止策の提言の大前提は、いじめの問題に関して、「当たり前の対応」をすること、「誠実に対応」をすること、ということになる。

さらに、このような基本的な点の改善に加え、いじめの問題によりの確に対応するため、児童生徒理解といった観点を取り入れた対応や、外部機関の活用についても提言を行いたい。

2 提言その1：いじめへの対応のあり方を再度確認、徹底すること

(1) ルールに則った対応を行うこと

ア 上記「当たり前の対応」「誠実な対応」とは、例えば勤務時間を度外視した、長時間にわたる児童や保護者への関わりのような特別な対応ではなく、ルールに則った対応のことである。

ここに言うルールとは、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）や、大阪市いじめ対策基本方針、さらには各学校において定める「学校いじめ防止基本方針」などを指している。

イ 例えば、本件学校の学校いじめ防止基本方針には、いじめの定義についての確認がなされた上で、「いじめの早期発見についての取組」「いじめの早期解決についての取組」などの項目があり、「ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。」との記載がある（4.<基本姿勢>）。

上記のような記載は、初期段階での対応の重要性を前提とするものである。おそらく、各学校の学校いじめ防止基本方針においても、同様の記載があると思われる。

しかし、上記第8、6で指摘したとおり、本件学校は、初期の段階できちんとした対応をして解決しようという意識が希薄な傾向にあり、保護者

からの申出等をやり過ぎそうとする対応に終始していた。本件事案に関する一連の出来事を初期段階でいじめの問題と認識した形跡がなく、保護者からのクレーム対応という枠組みで捉えていたと言える。上記のような学校いじめ防止基本方針の記載は、教職員の間浸透していたとは言えない。

ウ いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの「第2 重大事態を把握する端緒」には、「重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、『疑い』が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。」（傍点追記）と記されている。また、大阪市いじめ対策基本方針には、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして報告・調査等に当たるものとする。」と記されている（2.(4)①、傍点追記）。

上記のルールは、いじめの問題がどのような状況であっても生じる可能性があるという前提に立ち、「『疑い』が生じた段階」で、「『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』」というような先入観を排して取り組む必要性と重要性を示している。

本件学校は、本件事案についていじめではないと判断していたと言うよりも、そもそもいじめの問題として認識するのが遅れていたと言えるが、いじめの問題がどのような状況であっても生じると認識し、これはいじめではない、重大事態とは言えないとの先入観を排して取り組むという姿勢が欠如していたということに変わりはない。

(2) いじめの問題に対応する上での基本的な姿勢について理解を深めること

ア 既に指摘したとおり、本件事案においては、組織的連携の不足や継続的にフォローする姿勢の欠如を背景として、6年担任や副校長による不適切な対応が生じるに至っている。

このような不適切な対応は、いじめの問題に対応する上での基本的な姿勢が個々の教職員あるいは学校組織に十分に理解されていない故に生じるとも言える。本件事案のような不適切な対応を改善していくためには、いじめのルールを再確認するにとどまらず、その基本的な対応姿勢について、教職員に浸透させること、より端的に言えばいじめ対応の基本につい

て再度学び直すことが必要である。

以下においては、いじめの問題に対応する上で重要となる、①裁くのではなく教え育む、②主観的事実重視の児童理解を行う、③反省ではなく自己の内面を見つめる、④「人間関係の如何を問わず、いじめてはならない」、という点について、改めて述べておきたい。

イ ①裁くのではなく教え育む

大阪市いじめ対策基本方針におけるいじめ対策の基本理念のひとつ、「大阪市は『いじめを許さない』」には、「許さないのはいじめという行為であって、加害児童生徒を許さないという意味ではない。」と記されている（1.(2)②）。そして「被害児童生徒をいじめから救済し、その尊厳を守ることを最優先するとともに、加害児童生徒の人格形成を健全なものにするためにも」「『いじめを許さない』というぶれない方針の下」対応する必要があると記されている（同前）。

「被害児童生徒をいじめから救済し、その尊厳を守ることを最優先するとともに、加害児童生徒の人格形成を健全なものにする」という姿勢からは、加害児童を裁いて罰を与える「裁く者」としての教員ではなく、「児童を教え育む者」としての教員というイメージが立ち上がる。教え育む者としての教員は、加害と被害という枠を超えて、関係児童全員の成長を促そうとする。

いじめをめぐる指導も含めて、学校内の諸活動はすべて教育的性格を帯びている以上、当然のことながら教員は、裁く者ではなく教え育む者でなくてはならない。

ウ ②主観的事実重視の児童理解を行う

児童を教え育むとの姿勢を有して聴き取り調査をすれば、複数の児童の話、それぞれの児童の思いに寄り添って理解しようとする。明らかに事実とは異なると思えることを主張する児童がいたとしても、それを「嘘」であると頭ごなしに否定することはない。一呼吸おいて、なぜこの児童は、そのように主張をするのか、あるいは主張せざるを得ないのかについて、その児童の背景（人間関係や生育歴等）に思いをめぐらす。大切なのは、客観的な事実だけに注目するのではなく、児童の主観的な事実も大切にすることである。

上記第5、1のとおり、法においては、いじめは、「児童等に対して、

当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている（傍点追記）。

いじめの定義に「当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの」という文言が含まれているのは、同じ言動であつても、それによって受けるダメージは個々の児童によって異なるからである。ある児童はその言動を気に留めることがなくても、別の児童は同じ言動から死を想起するかもしれない。

教員が個人的な経験を基準にして、被害児童の心情を推し量ることはすべきでないし、そもそも不可能である。あくまでも、被害児童がどのように受けとめているのかという主観的な事実から出発すべきである。

主観的事実を重視する姿勢で児童理解を行うことが大切なのは、いじめをめぐる被害児童だけでなく加害児童にもあてはまる。さらに言えば、教育活動のあらゆる場面で堅持すべき姿勢である。

エ ③反省ではなく自己の内面を見つめる

「加害児童生徒の人格形成を健全なものにするため」の指導は、しばしば、定型化されたものに陥りがちである。代表的なものは、加害児童に反省を求める指導である。そして反省の前提として、被害児童の立場になって考えることが求められる。自分の言動によって、被害児童がどれほど傷ついているのかを理解させるためである。

しかし、実際の指導場面では、教員の思惑通りに事が進むことはあまり期待できない。特に初期の段階では、加害児童が、被害児童の心情に思いをはせることは難しい。自分の言動に非があつたと頭ではわかっているが、それを素直に受け入れ反省の弁を口にするには、心情的に抵抗を感じるからである。「叱られるのはいつも自分だ。」というように、普段から教員に不信感を抱いている児童の場合はなおさらである。

文部科学省の「いじめ対策Q&A」の「8（Q10）いじめた子どもへの対応」には、「加害側の子どももまた傷つき、支援を必要としている」のだから、「頭ごなしに叱ったり、一方的・機械的に懲戒を行うだけでは解決になりません。」と記されている。そして具体的な対応として、「ま

ずは、本人の言い分を十分に聴き取ること」が挙げられている。

加害児童への聴き取りでは、いじめた理由を明らかにするだけでなく、聴き取りという場を、いじめに至った自己の内面（不安や悲しみ、辛さ等）を見つめるきっかけとしたい。そのような気持ちを吐き出し、受けとめてもらったという実感を抱くことができ初めて、加害児童は、被害児童の側に身を置いた反省が可能となる。

教員は、加害児童に対する初期対応として、反省を求めるのではなく、いじめの問題をきっかけにして自己の内面を見つめるよう促すべきである。

オ ④「人間関係の如何を問わず、いじめてはならない」

大阪市いじめ対策基本方針には、「『心の通う』人間関係などは、それ自体は重要な教育目標の一つであっても、いじめ対策として挙げるのは誤解を招く。」「心が通うかどうか、理解し合えるかどうか、好きか嫌いか、友情の有無、等々にかかわらず、いじめは許されない。」と記されている（1.(2)③）。そして、この方針に従って、「たとえ『ムカつく奴』だと感じてもいじめてはダメ、という指導を徹底しなければならない。」と結論づけている（同前）。

しかし、教員は、いじめの未然防止や事後指導で、「みんな仲良く」という言葉をしばしば使う。「みんな仲良く」は、その学級や学校で誰とも仲良くすることを求めており、仲の良い学級や学校ならいじめは生じないと考えているようにも思えるが、そうであるとすれば、きわめて安易な指導と言わざるを得ない。

そもそも、一定の集団内で、その構成員全てと仲の良い関係を構築することは困難である。付き合うのが苦手な人や嫌いな人がいたとしても当然である。したがって教員がすべきは、いかなる場合であっても、相手を傷付ける言動を避けることができるよう児童に指導することとなる。

いじめの問題をめぐる対応では、「人間関係の如何を問わず、いじめてはならない」（同前）という指導が重要である。

(3) まとめ

上記(1)(2)で指摘した問題、すなわちいじめに対応する際のルールを理解してそれに則った対応ができていないこと、いじめの問題に対応する上での基本的な姿勢が個々の教職員あるいは学校組織に十分に理解されていない

ことは、本件学校のみの問題ではなく、いじめの問題の対応において比較的よく目にする問題点であると言える。

そこで、当部会としては、各学校において、いじめ防止対策における基本的なルールや基本的な姿勢を再度確認する研修を実施して頂きたいと考える。

かかる研修においては、単に大阪市いじめ対策基本方針の内容を表面的に確認するにとどまらず、学校内で生じている具体的な問題について、当該方針等に沿った具体的な対応のあり方について意見交換をすることが望ましいと考える。

3 提言その2：児童生徒理解の必要性を理解すること

(1) 児童生徒理解の重要性

上記2に記載した、いじめの問題についての基本的な対応を改めて見直すということに加え、教員が児童生徒理解という視点を持っていじめの問題の対応に当たることの重要性についても、より理解を深めて頂きたいと考える。

児童生徒理解とは、児童生徒の実態把握に必要な情報の収集と共有を行い、その上で対象児童生徒の特徴について仮説を立て、どのような指導や援助をするのか・しないのかといった方針を決定し、指導や援助の実行に伴って検証するところまでを含めたプロセスと捉えることができ、「見立て」「アセスメント」という言い方もされる。

文部科学省の生徒指導提要によると、「一人一人の児童生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等を持ち、「生育環境も将来の進路希望等も異なる」ため、理解するにあたり「児童生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要で」、学級担任等による日頃の観察や面接などに加えて、「学年の教員、教科担任、部活動等の顧問などによるものを含めて、広い視野から」行うことが大切であるとされており、「児童生徒理解」は、生徒指導を行う上での基盤として位置づけられている（第1章第1節2(1)）。

(2) 組織的に児童生徒理解が行われず、方針決定が行われたこと

ア これは、いじめ対策委員会等の会議の場が、連絡報告の場として終始したことに代表される。

5年担任及び6年担任らは、本件事案への対応に苦慮していたが、自身の指導や援助について疑問や意見を述べる機会が得られていなかったよ

うに思われる。会議は連絡報告の場であり、方針の検討、指導や対応の検証、組織として意思決定をする場として機能していなかったようである。このことがより適切な児童生徒理解を妨げ、担任教諭らが有効に関われるような助言を得る妨げをしたと考える。会議が機能するために必要となる、「双方向性」「意見出しがスムーズにできる雰囲気」「コンセンサスを得ることの重要性」がほとんどなかったように見える。このことは、組織としての動きにくさをうかがわせるものであり、以下に述べるとおり、校長判断のみで支援方針の決定がなされたことと相通じ、学校であるにもかかわらず、誰か1人の意見で物事が動いてしまっていた現状がうかがわれる。学校として援助や支援をしていくのであれば、保護者の意見も含めた複数の視点から児童生徒理解が行われることが基本的な対応である。そこに学校組織としての強みがあるが、本件事案では学校の強みがいかにされるのは難しかったようである。

イ 本件児童の対人関係においては、本件事案がより深刻な状態に至る以前から、教員による介入が複数回行われており、実際に5年担任は介入や指導にかなり心を砕いていた様子がうかがえる。こういった学級内での対応はあったものの、5年生の時には本件児童の保護者が校長に対し、対人関係における困りを直接訴え出て、本件児童に対して援助や支援を求めていった。こういった際には、上記(1)記載の生徒指導提要にあるとおり、複数の教員等の広い視野でもって児童生徒理解を行った上で、何らかの援助や支援の方針が決まっていくものである。

それにもかかわらず、本件事案においては、児童生徒理解の場が設けられずに、初期の段階において、日常直接的に本件児童に関わることはほとんどなかったであろう校長の単独判断で支援の方針が決定された。ここには、児童生徒理解を行う上での手順の不備が見られる。

(3) 保護者の訴えと児童本人の訴えを混同していること

また、独断で支援方針を決めるにしても、保護者の訴えのみを基に行っていることは、手順の不備であるとの指摘が可能である。

具体的には、5年生の時の保護者の訴えや求め、すなわち、英語圏で育ったがゆえの言語や文化の理解不足によるコミュニケーションの不具合への援助を求めるといった内容に対して、その場で校長が即応する形で物事が進んでいった点である。

学校として援助や支援をしていく、つまり教育的対応をするのであれば、いくら具体的な要求であっても、保護者の意見のみで児童生徒理解及びその対応を決定することなく、保護者の意見も含めた複数の視点から児童生徒理解が行われるべきであろう。そうはならなかった背景には、保護者のニーズと児童のニーズを混同しているという問題が見受けられる。

つまり、本件事案で言えば、保護者の訴えのみで方針が決定していった背景として、児童生徒理解を軸にして対応を検討する姿勢が徹底されておらず、保護者から提示された問題を本件児童の問題として安直に捉えていった様子が見て取れる。また、保護者からの意見に対処することを重視する、ある種のクレーム対応的な動きにフォーカスしたことも、浅薄で不適切な対応を助長したものと思料する。

(4) まとめ

以上のとおり、生徒指導の基盤となるプロセスを飛び越えて本件児童への対応方針が決まり、それに沿って対応が開始されたことは、その後6年生の時にも続く、本件児童にとって適切ではない支援や対応に、直接的に影響を与え、いじめ事案への教員対応に影響を与えたと考えられる。

本件児童はどのような子で、何に困っているのか、それは何を起因としているのかについて、きちんと児童生徒理解をしないで教育、援助、指導にあたっていることが、本件事案に通底する問題点、すなわち「見通しの無い場当たり的な対応」を生み出したおおもとなっていると考えられる。

4 提言その3：専門機関を活用すること

(1) はじめに

実際問題として、教科教育以外の部分で「児童生徒理解」を深めることは、教員からすると専門外のことであり、当然ながら苦手意識や、自分にはできないといった感覚が強いかもしれない。

特に、本件事案においては、卒業文集の下書き原稿に本件児童が、「イヤな人達に『死ね』、『さっさと〇〇（外国都市名）に帰れ』、と言われ、いじめられました。」と記していることから、本件事案には、本件児童が1年生から3年生の間は外国と日本を行き来する生活をしており、本件学校に通学していない時期があったという生活背景が影響を与えていたと考えられるところ、そのような生活背景をもつ児童にかかわった経験が少なく、そのような児童を被害者とするいじめ事案への対応に苦手意識を持つ教員は少

なくないと思われる。

(2) 専門機関の活用がなされていないこと

いじめの問題への対応という観点からは、このような場合、「校長が権限と責任を担うとの大前提の下、（中略）必要に応じて心理や福祉の専門家等を加えて助言を得ながら対応する」（大阪市いじめ対策基本方針2.(5)⑤）ことが求められる。

ところが本件学校は、本件事案において、「心理や福祉の専門家等」といった専門機関に助言を求めることはなかった。仮に本件学校が、大阪市の「インクルーシブ教育推進室」や「日本語指導が必要な子どもの教育センター校」、あるいは中学校を拠点としていたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにコンサルテーションを依頼するといった選択肢が検討され実行に移されていたら、本件事案も異なる展開となった可能性は高い。なお、本件学校は、人権・国際理解教育グループに連絡を入れた事実はあるが、その後、人権・国際理解教育グループとの連携を継続した形跡はない。

(3) 専門機関の活用が望まれたこと

いじめの問題に限らず一般的にも、こういった場合には外部リソースや専門機関の活用が推奨されており、これは管理職にとっては一般的な対応方法として認識されているものである。言語やコミュニケーションに困難がある様に見える場合、文部科学省の「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」（学校において児童生徒の日本語の能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考とするためのツール）を活用する、「日本語指導が必要な子どもの教育センター校」からコンサルテーションを受ける等、児童生徒理解に取り組むことが定石の対応だったと思われる。

また、今日的な観点から言えば、上記のようにコミュニケーションに困難を感じている場合は、小学校にスクールカウンセラーが単独配置されていなくても地域の拠点校勤務のスクールカウンセラーからコンサルテーションを受ける、特別支援教育に関する巡回相談を依頼しコンサルテーションを受けるといったことも選択肢として当然挙がってくるものである。児童生徒理解には複数の視点が必要であり、このような専門機関の活用は当然行われるものである。

本件事案においても、仮に5年生の時に訴えがあった時点で何らかの専門機関の活用がなされていれば、本件児童に対応する教員にとって、子ども同

士の関係や成長における関わり方に、有益な示唆が得られていたのではないかと推察する。

(4) まとめ

いじめの問題に限らずあらゆる教育活動において、従来の対応では限界が生じた場合、積極的に専門機関を活用して助言を得る必要がある。

そして、専門機関を活用するためには、カウンセラーによる相談枠を増やす、各小学校にもスクールカウンセラーを単独配置するなど専門機関を活用しやすい客観的環境の整備に加え、専門機関を積極的に活用しようという意識を、管理職をはじめとして学校全体で共有することも必要である。専門機関を利用する際は、前提となる事実関係を明確にした上で助言を得るために、事実関係を整理して記録しておくことも必要である。

第10 おわりに

本件事案において本件児童からのヒアリングを実施したのは、本件児童が本件学校を卒業してから1年以上が経過した時点であった。本件児童からは、本件児童がその間に心身ともに逞しく成長し、過去の出来事を客観的に振り返ることができている様子も感じられた一方、その時点でもなお、精神的なダメージが強く残っていることも感じられた。そのような中でヒアリングに応じ、過去の出来事を振り返ってくれた本件児童には、改めて感謝の意を表したい。

また、本件児童が長期間にわたって精神的なダメージを抱えるに至ったのは、本件事案に対する本件学校の不適切な対応が主要な要因であることは、本報告書において認定したとおりである。本件学校の関係者をはじめ、教育関係者の方々が、そのことをしっかりと認識し、今後発生しうるいじめ事案に対して誠実に対応することを願うとともに、本報告書がその一助となることを希望する次第である。

以 上

付 録

当部会開催日及び審議内容

	日時	場所	内容
第1回	令和3年8月31日（火） 15時00分～17時00分	大阪市役所 P1階（屋上）会議室	(1) 運営要綱の策定 (2) 調査審議計画及び 調査手法の検討
第2回	令和3年11月30日（火） 14時00分～15時50分	ウェブ会議による開催	(1) 事案の検討 (2) 調査手法の検討 (3) その他
第3回	令和4年1月7日（金） 13時50分～15時45分	ウェブ会議による開催	(1) 事案の検討 (2) 調査手法の検討 (3) その他
第4回	令和4年2月8日（火） 18時00分～20時40分	ウェブ会議による開催	(1) 事案の検討 (2) 調査手法の検討 (3) その他
第5回	令和4年3月28日（月） 19時50分～21時20分	大阪市役所 3階教育委員会事務局 内会議室	(1) 事案の検討 (2) 調査手法の検討 (3) その他
第6回	令和4年4月22日（金） 13時30分～15時00分	ウェブ会議による開催	(1) 事案の検討 (2) 調査手法の検討 (3) その他
第7回	令和4年5月27日（金） 13時30分～14時40分	ウェブ会議による開催	(1) 事案の検討 (2) 調査手法の検討 (3) その他
第8回	令和4年6月17日（金） 13時30分～15時35分	ウェブ会議による開催	(1) 事案の検討 (2) 調査手法の検討 (3) その他
第9回	令和4年8月18日（木） 13時30分～15時30分	ウェブ会議による開催	(1) 事案の検討 (2) その他
第10回	令和4年10月14日（金） 13時30分～14時10分	ウェブ会議による開催	(1) 事案の検討 (2) その他